

滋賀県立

聴覚障害者センター だより



—73号—

発行日／平成26年4月10日
発行所／草津市大路2丁目11-33

TEL 077-561-6111
077-561-6133

HP <http://www.shigajou.or.jp>
Blog <http://shigajou.blog.eonet.jp>

平成26年度

聴覚障害者福祉に関する事業について ～障害保健福祉関係主管課長会議開かれる～

去る3月7日に東京で上記会議が開催され、平成26年度の障害保健福祉関係の事業説明が行われました。その中で、聴覚障害者福祉に関わる事業についてピックアップして紹介いたします。

そのため厚生労働省では意思疎通支援事業の強化に取り組んでおり、100%実施が待たれるところです。なお、滋賀県では手話通訳者派遣事業は9割、手話通訳者設置事業は7割、要約筆記者派遣事業（全て事業費ベース）は9割となっています。

情報・コミュニケーション支援のさらなる充実を

情報・コミュニケーション支援については、「障害者基本法第22条（情報の利用におけるバリアフリー化）」において、「国及び地方公共団体は、障害者等が円滑に情報を取得・利用し、意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようするため、障害者に対して情報を提供する施設の整備、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等の必要な施策を講じること」が記されており、東日本大震災

意思疎通支援事業の強化

最初に手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者通訳・介助者に関する意思疎通支援事業の強化について。障害者総合支援法では意思疎通支援事業（手話通訳者や要約筆記者派遣事業）は市町村の必須事業となっています。25年3月現在の全国の主な事業ごとの実施率は、手話通訳者派遣事業は7割。手話通訳者設置事業は3割。要約筆記者派遣事業は5割となっており、全ての市町で

人材養成の充実を

また、手話通訳者や要約筆記者など事業の担い手不足も課題となっていました。総合支援法では、手話通訳者や要約筆記者など

約筆記者、盲ろう通訳・介助者の養成は都道府県の必須事業。手話奉仕員の養成は市町村の必須事業となっております。これに対しては「意思疎通支援従事者ステップアップ研修事業」「意思疎通支援充実強化事業」など特別事業の活用や、都道府県のみならず指定都市及び中核市においても取り組むことが求められ、手話通訳者や要約筆記者等の人材養成が待たれます。手話通訳者等の人材養成については、一般社団法人全日本ろうあ連盟及び社会福祉法人全国手話研修センターより新しいテキストがでています。このテキストを活用してさらに質の高い手話通訳者が養成されることも求められています。盲ろう者向けの事業においては、百ろう者向け通訳・介助者派遣事業の実施の推進や養成事業のカリキュラムの活用が求められています。

聴覚障害者への災害時の対策としては、①避難準備情報等については、障害者関係団体等と連携した伝達体制を整備するとともに、多様な手段（専用通信やインターネットなど）の活用による通信の確保への配慮、②避難所等においては、ボランティアによる支援やホワイトボード等の機材を使用した効果的な配慮、③被災した聴覚障害者の中には、補装具や日常生活用具など福祉施策に関する情報を持たない者が多いとの報告があつたことから、日頃から福祉制度に関する情報提供や周知への配慮が求められています。

災害時への対策に向けて

聴覚障害者への災害時の対策としては、①避難準備情報等については、障害者関係団体等と連携した伝達体制を整備するとともに、多様な手段（専用通信やインターネットなど）の活用による通信の確保への配慮、②避難所等においては、ボランティアによる支援やホワイトボード等の機材を使用した効果的な配慮、③被災した聴覚障害者の中には、補装具や日常生活用具など福祉施策に関する情報を持たない者が多いとの報告があつたことから、日頃から福祉制度に関する情報提供や周知への配慮が求められています。

セントラルの取り組み

当センターにおいては、平時ににおける聴覚障害者福祉の充実が、災害時への対策の強化につながるという観点に立ち、市町や関係機関と連携しながら手話通訳者や要約筆記者等の派遣や養成の充実、また相談支援や情報提供に積極的に取り組んでいきたいと思います。

盲ろう者の豊かな地域生活を

平成25年度盲ろう者通訳・介助者養成事業からの報告

対話場面の利用が一番

平成13年より開始された本事業は、今年で13年を経過し、延べ220人の盲ろう者通訳・介助者が誕生しています。当時は、盲ろう者の社会参加、とりわけ話相手や日中の居場所作りにも多くの盲ろう者通訳・介助者が活動していました。最近では、行事への参加や買い物、通院へ通訳・介助を利用する盲ろう者も増えてきましたが、やはり一番多い利用は、「第三者との対話」場面での通訳・介助です。盲ろう者の日常生活をサポートするために、通訳・介助者はかかせません。

者がほとんどであり、手話を基本とし
たコミュニケーションが中心です。そ
のため、手話の習得のない受講生は不
安と緊張でいっぱいの様子です。しか
し、回を重ねることに、手のひら書き
(盲ろう者の手のひらに文字を書いて
伝える方法) や合図を駆使し、コミュ
ニケーション技術を高めていきます。
おしゃべりをしながら町を歩きたいと
いう盲ろう者の願いがかなうよう、ひ
とつひとつ知識と技術を習得していき
ます。



疑似体験中の 受講生ら

いつも集まって楽しい！

～いきいきサロン（湖北）・いきいき教室（湖西）の取り組み～

ました。また、いきいき高島も年に2回開催し、地域の人と手話で交流する場をつくりました。



高島市の聴覚障害者、地域の人たちと手話で交流



五個莊町の近江商人の歴史を語っている ガイドさんのお話を手話通訳で

交流・學習・情報交換

聴覚障害者は地域の人とコミュニケーションがとりにくいため、社会から孤立しがちです。聴覚障害者にとって

平成25年度の盲ろう者通訳・介助者の養成講座は、9月27日～2月14日までの間、盲ろう者に関する知識、介助者の心構え、移動介助技術、盲ろう者への伝達・コミュニケーション技術を中心とし、50時間、15回行いました。NPO法人しが盲ろう者友の会の協力を得、実際に盲ろう者からの指導も受けながら履修し、10名の方が修了いたしました。

滋賀県では、もう一人（聴覚障害から後に視覚障害を伴った）の盲ろう

手話キリストが改訂されます

全ての自治体で必須事業に

昨年4月から施行された障害者総合支援法では、地域生活支援事業の意思疎通支援を担う者の養成が都道府県と市町村の必須事業になりました。その結果、手話奉仕員の養成は、全ての市町村で実施することとされました。

1998年に厚生労働省が手話奉仕員養成と手話通訳者養成のカリキュラムを策定し、手話奉仕員と手話通訳者の養成課程が分けられたことにより、手話奉仕員と手話通訳者の役割が明確になりました。そのためそれぞれの課程に合わせたテキストも作られ、全国的に統一したカリキュラムとテキストに基づいた養成事業が定着し、普及してまいりました。

15年振りの全面改訂

それから15年以上が経過し、テキストの見直し等を求める声も出されてきました。今回、それらを受けて、手話学習者が学習しやすいよう、全面的に改訂されることになりました。

改定内容については、養成経験を踏まえたうえで、手話通訳者養成の改訂テキストは、意思疎通支援事業の担い

手である手話通訳者の育成を効果的に図るべく、これまで手話奉仕員養成テキストの一部を組み入れるなどの改訂を行い、手話通訳者養成の講座時間は30時間ほど増やしました。手話奉仕員養成の改訂テキストは市町村で学習しやすいよう、入門と基礎を統合しました。

改訂の内容とポイントは次の通りです。

☆改訂テキストのポイント☆

【手話奉仕員養成】

○手話奉仕員養成事業の入門課程と基礎課程が1冊化になったこと。

○手話奉仕員養成事業の基礎課程のうち、レベルアップ講座を手話通訳者養成課程に組み込んだこと。

○テキストに映像DVDが添付されてること。

○手話学習者が自宅で繰り返し見て学習することができるようになったこと。

【手話通訳者養成】

○カリキュラムの組み替えをしたこと。大きな流れとして、(1)ろう者から手

話を学ぶ(2)手話通訳にチャレンジⅡ面の通訳をやってみよう(4)日本語にチャレンジ(5)トレーニング手話通訳(読み取りと聞き取り)の流れで積み上げていくこと。

【手話通訳者養成】

○この課程の流れは(1)話のポイントをつかもう(2)手話通訳の技術の向上(読み取り通訳・聞き取り通訳・場面通訳)(3)現場力を高めるための事例検討(4)お互いを理解するためのロールプレイとなりました。

新テキストの組み方①

- ①カリキュラムは基本的に変更しない
②各課程の組み方の工夫



『要約筆記』初の統一試験に臨む

去る2月23日(日)、滋賀県立聴覚障害者センターにおいて、平成25年度要約筆記者認定試験を行いました。受験者は要約筆記者養成講座手書きコース修了者の9名が受験しました。これまで、平成20年度より滋賀県独自の試験を行ってきましたが、平成23年3月末に、厚労省より、要約筆記「者」養成カリキュラムが通知され、そのカリキュラムに沿って養成された者には登録試験を実施し、合格者を要約筆記者として認定するという育成システムとなりました。この経過もあり、今年度から全国統一認定試験を実施することになりました。

同試験に合格し登録者となると国内どの地においても、一定の技術レベルが保障されるため、登録手続き、派遣活動も行いやすくなります。

3月14日には試験実施団体の全国要約筆記問題研究会から判定結果が届き、2名の滋賀県要約筆記者が誕生いたしました。今後の活躍が期待されるところです。

手話通訳者全国統一試験に4名が合格

平成25年12月7日(土)に行われた手話通訳者全国統一試験の合否発表が全国手話研修センターから3月14日になりました。この試験には、滋賀県では受験者22名が受験していましたが、そのうち4名が合格されました。合格率は、滋賀県が18%、全国では17.8%という厳しい状況でした。

滋賀県の場合は、統一試験合格のあとに、滋賀県で通訳活動に従事できるかどうかなどについて面接試験を行います。その結果4名とも平成26年度より手話通訳活動をおこなうことになりました。

今後、手話通訳活動が円滑に行われるよう、センターとしても支えていきます。



県公報番組「手話タイム・プラスワン」 をご存知ですか？

聞こえない人のテレビ視聴には、字幕や手話が求められます。総務省の報告によると、字幕付き番組は総放送時間数の5割程度で、手話放送は1%にも達しません。（「平成24年度の字幕放送等の実績」）また、聞こえる人と同等の情報量を理想とすると、字幕や手話挿入だけでなく、番組の作り方そのものの工夫が必要になります。

県政に関するニュースや情報を手話であ届けする「手話タイム・プラスワン」は、聞こえない人自身がキャスターを務める全国的にも珍しい番組で、視聴者と同じ立場だからこそできるわかりやすい表現に力を入れています。また、手話を大きく映す、手話とナレーションのタイミングを合わせる、字幕スーパーを挿入するなど、誰にとっても優しい番組を目指しています。

当センターは、キャスター・アシスタントの派遣協力のほか、聞こえない人の暮らしの豊かさを深めるための相談案内や聴覚障害者福祉に関する情報提供、県民への理解啓発など、マスメディアの利点を活用した情報発信の企画協力をしています。3月には「聞こえ

ない人と災害」をテーマにした特集を放送しました。

県内に広く発信できるツールとして、聞こえない人には社会や豊かな暮らしにつながるきっかけを、聞こえる人には聞こえないことや手話を知るきっかけを提供できるよう、今後も内容を充実させていきます。



【手話タイム・プラスワン】

第2・4 土曜日 昼 12:20～
びわ湖放送にて放送中

※4月から放送時間が変わりました
※月によって放送が1回のみの場合があります

タツノオトシゴ

聴覚障害者のコミュニケーション支援を担う私たちは、「コミュニケーションの充実を！！」「情報伝達の充実を！！」と当たり前のように社会に向かって発信しているが、自分のコミュニケーションを振り返るとどうだろう。コミュニケーションの基本である言葉のキャッチボールが私はできているのだろうか。相手に良かれと思って言った言葉が実はナイフと化していたことはなかっただろうか。味方だと思って出された言葉のパスボールを、思いっきりの速攻アタックで相手の顔面にぶつけたことはなかっただろうか。

シスターでノートルダム清心学園理事長の渡辺和子さんはその著書で、「花粉症で鼻が詰まって眠れなかった」と言う人に「お医者様のおっしゃったとおりお薬をお飲になったの？」と言ってしまったことを悔いていると書いています。どうして、「辛かったでしょうね。今朝は眠いでしょ？」と最初に言わなかったのだろう、と。

うまく言葉が見つからなければ「うんうん」と頷くだけでいい。相手の言葉や気持ちを受け止め、諾い、寄り添ったそのあとで自分の意見を言っても決して遅くはないと思う。

言葉には言霊（ことだま）があると言う。私の言葉に棲む言霊が、少しでもやさしく美しいものになりますように・・・

(T. K)